

持続化給付金の申請サポート会場の開設および 商工会での申請支援について (国の事業者向け給付金関連)

持続化給付金について、各自での申請が原則となっていますが、各自での電子申請が不安な方やできない方向けに申請サポート窓口が開設されます。つきましては、下記の通り、事前にご予約の上、必要書類を持ってご利用ください。

また、商工会においても下記の通り申請支援を行いますので、ご利用ください。

1. 持続化給付金

(1) 制度内容について

① 要件

- ・ 1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・ 2019年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があるもの
(法人は資本金(10億円未満)や従業員数(2000人以下)の制限があります)

② 給付額

- ・ 法人～上限200万円(昨年1年間からの減少分が上限)
- ・ 個人～上限100万円(昨年1年間からの減少分が上限)

(2) 国の申請サポート窓口

① 苫小牧会場(専門の補助員が申請支援)

- ・ 窓口開設日: 令和2年5月21日(木) 開設(予約受付は開始済み)
- ・ 住 所: 苫小牧市表町1-1-13 苫小牧経済センタービル5階
- ・ 予 約 電 話: 0120-835-130(自動ガイダンス)、0570-077-866(オペレーター対応)
- ・ 予 約 H P: <https://counter.jizokuka-kyufu.jp/JK-069>
※必ず予約をしてから訪問してください。

(3) 商工会における申請支援

① 場 所: 厚真町商工会(商工会職員が申請支援)

② 受付時間: 9:00～16:00(必ず事前に予約をしてください)

③ 電話番号: 0145-27-2456

④ 必要書類等

- ・ 法 人: 確定申告書第1表の控え、法人事業概況説明書の控え、売上減少月の売上台帳など事業収入がわかるもの、法人名義の通帳、メールアドレス
- ・ 個人事業主: 確定申告書第1表の控え、決算書の控え、売上減少月の売上台帳など事業収入がわかるもの、本人名義の通帳、本人確認書類、メールアドレス
※確定申告書に收受印がない場合には、e-Taxによる受信通知(メール詳細)が必要です。
※メールアドレスのない方は、商工会までご相談ください。

2. その他

商工会では、上記の持続化給付金の他、北海道の休業支援金、町のコロナ関連補助金、各種融資制度等の相談も受け付けますので、是非ご利用ください。